

他機関との連携

R6. 9. 18
なないろ



右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サンクスシェア
代表社員・相談支援専門員 田中 さとる



『連携』 とは ・・・？

連携とは - Google 検索

google.com/search?q=連携とは&oq=連携とは&aqs=chrome..69i57j0l3.2011j1j15&sourceid=chrome&ie=UTF-8

記録 利用者 My SNA 創業 HP 福祉 Zoom 公認 R2.11.13

Google

連携とは

すべて ニュース 画像 ショッピング 動画 もっと見る 設定 ツール

約 352,000,000 件 (0.39 秒)

れんけい

1. **【連携】** 《名・ス自》同じ目的で仕事をしようとするものが、連絡をとり合っ
てそれを行うこと。


Oxford Languagesの定義 [フィードバック](#)

▼ 翻訳とその他の定義

www.weblio.jp > content > 連携

✓ **連携とは - Weblio辞書**

「連携」の意味は互いに連絡をとり協力して物事を行うこと。Weblio国語辞典では「連携」の
意味や使い方 用例 類似表現などを解説しています。



【Point① 知る】



本人
家庭

学校
特別支援学校

福祉サービス
相談支援

医療

地域
社会資源

(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学習指導要領

確かな学力

基礎・基本を確実に身に付け、
自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、
主体的に判断し、行動し、
よりよく問題を解決する資質や能力

生きる力

豊かな人間性

自らを律しつつ、
他人とともに協調し、
他人を思いやる心や感動する心
など

健康・体力

たくましく生きるための
健康や体力

学校がめざす子ども像

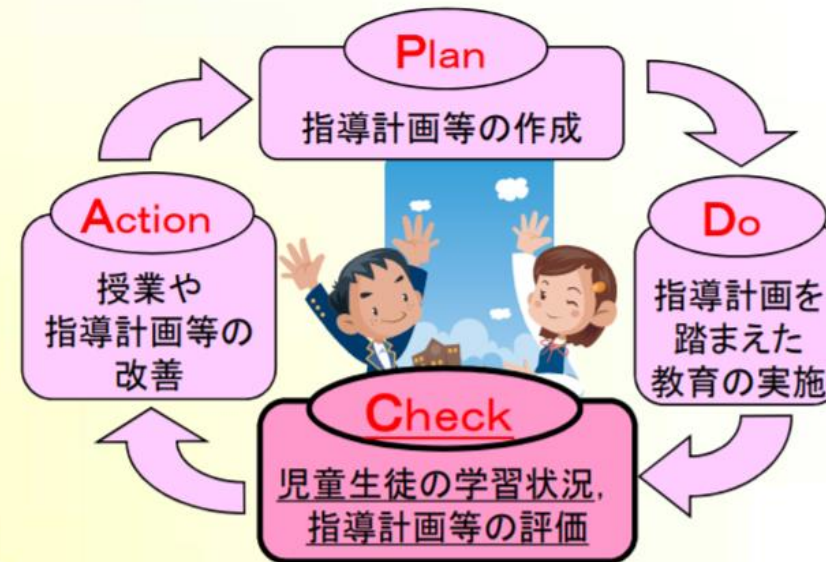
(知能・学力・認知及び学習のスタイル)

学力の3要素
(学校教育法)
(学習指導要領)

知識及び技能

思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度



『知る』 特別支援教育

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します！

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*1。

<これらを学校で進めるために…>

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会^{※2}を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、聴覚、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)

対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、聴覚、言語障害、情緒障害

- ※1 学校において障害のある子どもの介助や学習支援を行います。
- ※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

交流及び
共同学習



相談



助言・援助
(センター的機能)

特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います！

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。
また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導を行っています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などからの求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。
※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます！

特別支援教育



文部科学省

連携

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

教育

特別支援学校、幼稚園
小学校、中学校、高等学校
中等教育学校、大学
教育委員会
教育センター

医療

地域の病院
障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局
保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局
保育所、児童相談所
社会福祉協議会
障害者福祉センター
発達障害者支援センター

労働

ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
企業

その他

NPO、親の会
地域の活動グループ

など



学校での特別支援教育

《特別支援学校》

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。)を対象としている。**幼稚部、小学部、中学部及び高等部**が置かれる。

《特別支援学級》

障がいのある児童生徒のために小・中学校に置かれる学級であり、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの学級がある。

《通級による指導》

通常学級に在籍している障がいのある児童生徒が、障がいの状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態であり、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などを対象としている。

特別支援学級での学習

特別支援学級での学習(国語・算数・社会など)

個別に学習内容の定着の実態調査と徹底反復学習

基礎・基本的な学力の定着

交流学級での学習(体育・音楽など)

集団で協力して活動する内容の学習

ソーシャルスキル能力の向上

特別支援教育の学習(自立活動・生活単元学習)

自立や社会参加を目指した学習

自立と困難の改善・克服

生活単元学習の実際

1学期

《主な活動》

- 野菜パーティーの企画、準備、運営
- 野菜作り(キュウリ、トマト)
- 調理体験(野菜料理作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- 野菜パーティー(身近な先生との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



2学期

《主な活動》

- クリスマス会の企画、準備、運営
- 野菜作り(ジャガイモ、イチゴ、ダイコン)
- 調理体験(ケーキ作り)
- 校区探検
- 買い物体験
- 販売体験



《コミュニケーション》

- クリスマス会(保護者との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 算数科
- 理科
- 社会科
- 家庭科



3学期

《主な活動》

- なのはなまつり(ゲーム大会)の企画、準備、運営



《コミュニケーション》

- なのはなまつり(児童との交流)

《他教科との連携》

- 国語科
- 図工科



自立活動の実際

健康の保持



基本的な生活
習慣の改善

環境の把握



心理的な安定



行事や活動
への見通し

身体の動き



人間関係の形成



レクリエー
ション

コミュニケーション



障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的
に改善・克服するために行います。

学校に置かれる専門スタッフ

資料8

職名	職務内容等	資格	配置状況等	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	9,210人(R1) (※補助金対象者)	予算補助 (1/3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	2,787人(R1) (※補助金対象者)	予算補助 (1/3等)
医療的ケアのための看護師	学校において、たんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」を実施	看護師、准看護師、 保健師、助産師	2,100人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT)、 等の外部専門家	特別支援学校等において、自立活動の個別指導計画の作成や実際の指導に当たっての指導・助言を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	348人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動など学校における日常生活の介助や学習支援等のサポート	なし	64,723人(R2.7.1時点)	地方交付税措置
GIGAスクールサポーター	学校におけるICT環境整備の初期対応	なし	18,167人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/2等)
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	2,549人(R2.3月時点)	地方交付税措置
ICT活用教育アドバイザー	学校設置者を対象に学校における教育の情報化に関する専門的な助言や研修支援を実施	なし	102人(R2.12月時点)	委託事業において助 言支援に関する経費 を負担
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
外国語指導助手(ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	5,234人 ※JETのみ(R1.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)
学習指導員	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	88,345人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
スクール・サポート・スタッフ	教員の負担軽減を図るための教員の業務支援を実施	なし	21,000人(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
部活動指導員	教員に代わって顧問を担う、部活動を指導	なし	10,200(R2) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	39,484人(R1) ※運動部活動の外部 指導者数 (中体連・高体連調査	なし

困っていることはどんなことか

-

どんな連携を望むか

-

できる可能性があることは何か

-



【小児科】（小児科専門医）

【精神科】

- ・ 児童精神科（児童精神科医）
- ・ 小児神経科（小児神経専門医）

【小児専門病院】 

【小児科クリニック】

- ・ 医師
- ・ 看護師
- ・ ソーシャルワーカー
- ・ 臨床心理士
- ・ 公認心理士 など

OTとは？

作業療法士はOT（Occupational Therapist）とも呼ばれ、作業療法士協会では、作業療法を以下のように定義しています。作業療法は、人々の健康と幸福を促進するために、医療・保健・福祉・教育・職業などの領域で行われる、作業に焦点を当てた治療・指導・援助である。対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

出典：一般社団法人 日本作業療法士協会2018年07月24日更新

PTとは？

理学療法士はPT（Physical Therapist）とも呼ばれ、理学療法士協会では、理学療法を以下のように定義しています。理学療法とは、病気・怪我・高齢・障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線などの物理的手段を用いて行われる治療法である。

出典：公益社団法人 日本理学療法士協会2018年
07月24日更新

STとは？

言語聴覚士はST（Speech-Language-Hearing Therapist）とも呼ばれ、言語聴覚士法によると、以下のように定義されています。

音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、その他の援助を行うことを業とする者。

出典：言語聴覚士法 第二条 2018年07月24日更新

児童福祉法に基づくサービス

- ▶ [助産施設](#)
- ▶ [乳児院](#)
- ▶ [保育所](#)

- ▶ [障害児相談支援](#)
- ▶ [児童発達支援センター](#)
- ▶ [保育所等訪問支援](#)

- ▶ [児童自立支援施設](#)
- ▶ [児童家庭支援センター](#)

- ▶ [小規模保育事業](#)
- ▶ [家庭的保育事業](#)
- ▶ [居宅訪問型保育事業](#)

- ▶ [母子生活支援施設](#)
- ▶ [児童養護施設](#)
- ▶ [児童心理治療施設](#)

- ▶ [障害児入所施設](#)
- ▶ [放課後等デイサービス](#)

- ▶ [児童館](#)

- ▶ [事業所内保育事業](#)
- ▶ [小規模住居型児童養育事業](#)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）に基づくサービス

- ▶ [認定こども園](#)

サービス一覧

在宅生活を支援するサービス

- ▶ [居宅介護（ホームヘルプ）](#)
- ▶ [重度障害者等包括支援](#)
- ▶ [重度訪問介護](#)
- ▶ [短期入所（ショートステイ）](#)

外出を支援するサービス

- ▶ [行動援護](#)
- ▶ [同行援護](#)

昼間の生活を支援するサービス

- ▶ [療養介護](#)
- ▶ [生活介護](#)

住まいの場としてのサービス

- ▶ [共同生活介護（ケアホーム）※](#)
- ▶ [施設入所支援](#)
- ▶ [共同生活援助（グループホーム）](#)

訓練のためのサービス

- ▶ [自立訓練（機能訓練）](#)
- ▶ [宿泊型自立訓練](#)
- ▶ [就労継続支援A型（雇用型）](#)
- ▶ [自立訓練（生活訓練）](#)
- ▶ [就労移行支援](#)
- ▶ [就労継続支援B型（非雇用型）](#)

相談支援に関するサービス

- ▶ [地域移行支援](#)
- ▶ [サービス利用支援](#)
- ▶ [地域定着支援](#)
- ▶ [継続サービス利用支援](#)

自立支援医療

地域生活支援事業

補装具

9. 手当・年金

- (1) 特別児童扶養手当
- (2) 障害児福祉手当
- (3) 特別障害者手当
- (4) 障害者基礎年金

10. 税金の控除・減免

- (1) 所得税・市県民税の控除
- (2) 自動車税・自動車取得税
軽自動車税の減免

12. 情報に関すること

- (1) NHK受信料の免除
- (2) 携帯電話の割引サービス

11. 交通割引制度

- (1) 鉄道運賃の割引
- (2) バス運賃の割引
- (3) タクシー運賃の割引
- (4) 有料道路通行料金の割引
- (5) 航空旅客運賃の割引

【Point② つながる】



相談支援専門員

『つながる』相談支援

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、全般的な相談支援を行う

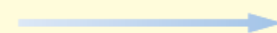
障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

相談支援専門員ってどんな人？

実務経験（※）

+

相談支援従事者初任者研修
(初年度)



相談支援専門員

+

相談支援従事者現任研修
(5年に1度)

※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験（3～10年）

〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係…

障がい児者やその家族の方々が、
さまざまなサービスを利用しながら、
地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、
あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- ・「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政
等とネットワークを構築しながら行う支援です。

【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

『つながる』相談支援

- ・ 本人や家族だけでなんでもやらなくちゃならない
- ・ それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・ 専門的なことがよくわからない
- ・ 本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・ 相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・ 人が変わると対応ががらっと変わってしまっって戸惑う

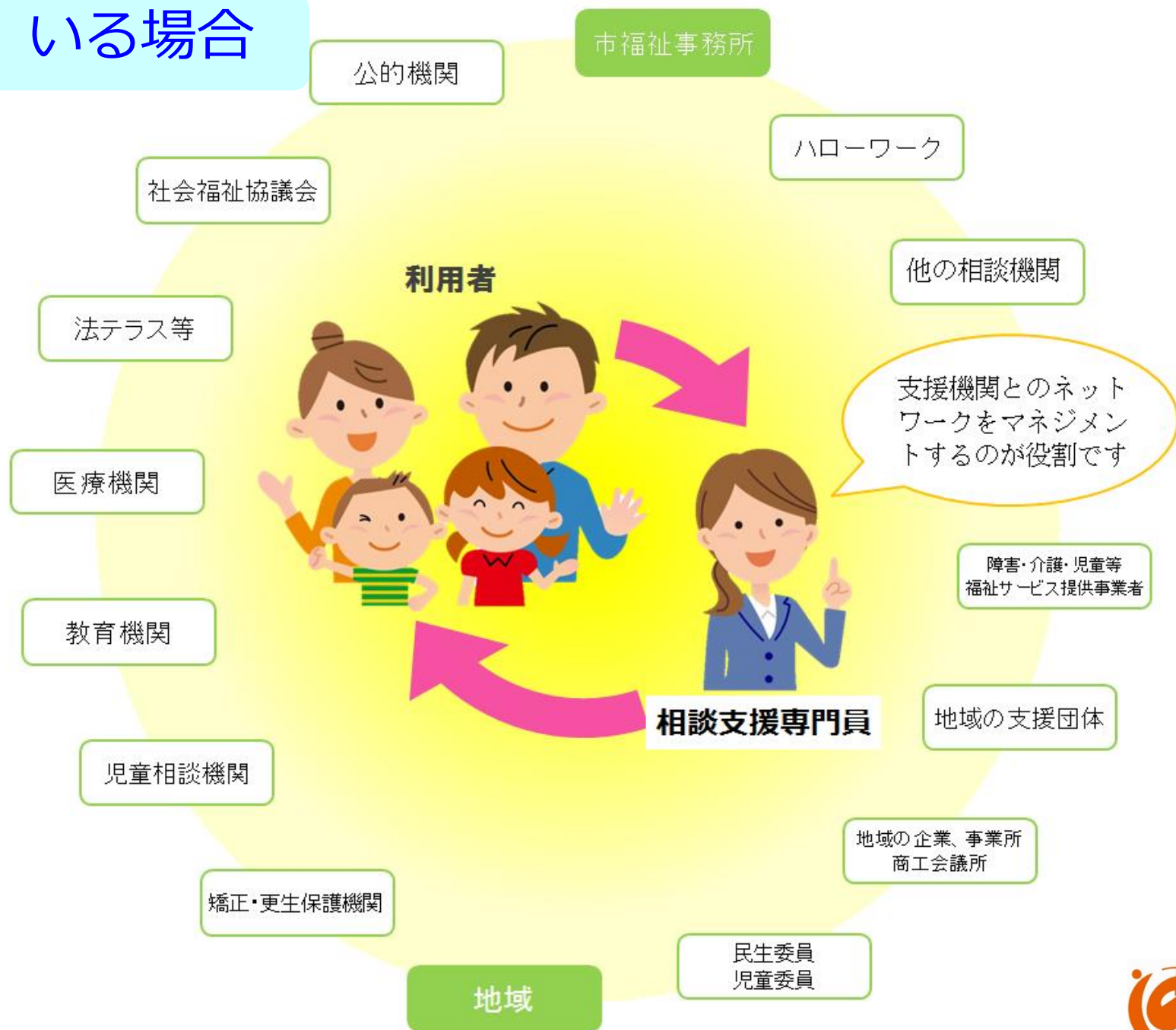
いない場合



『つながる』相談支援

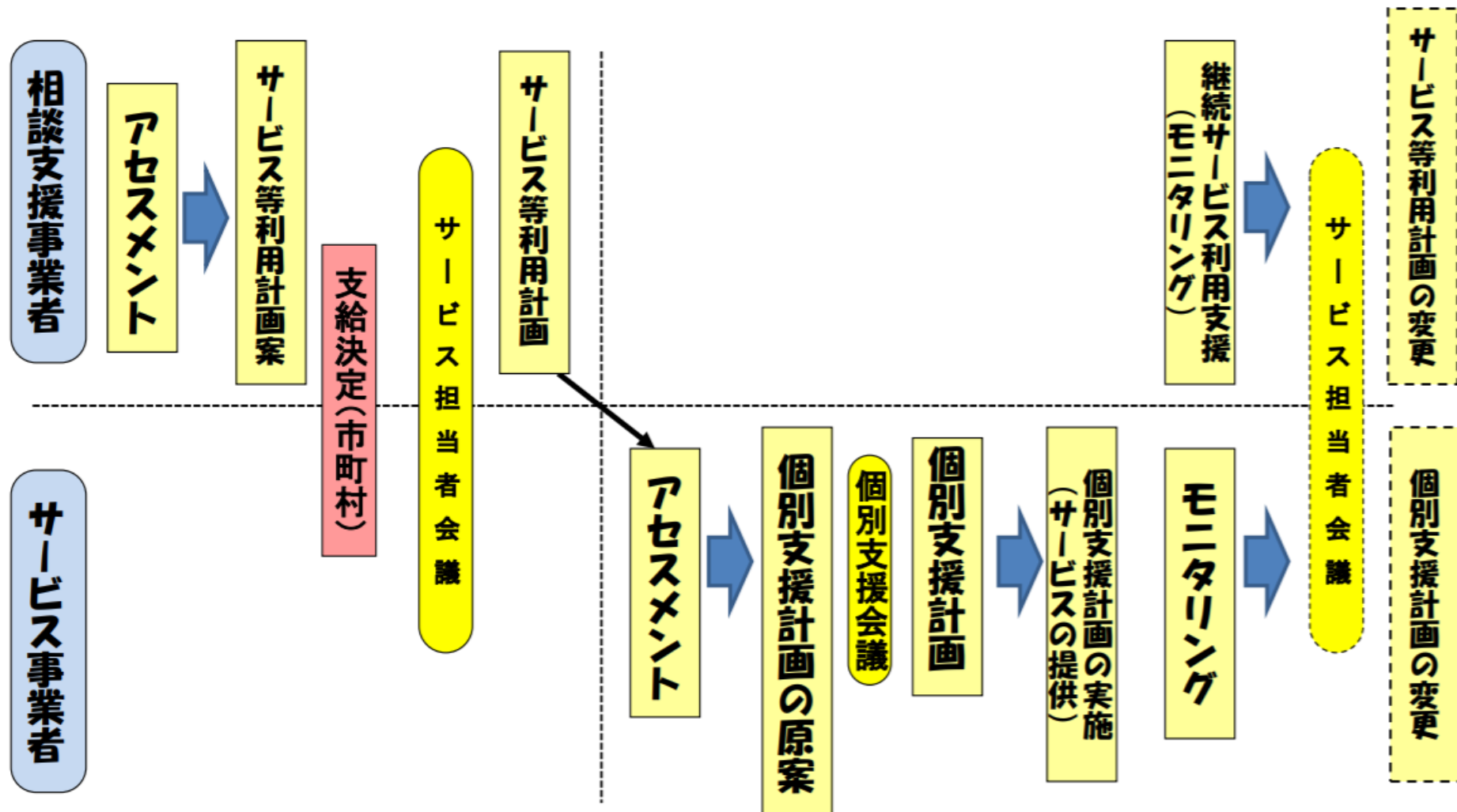
- ・ 本人や家族で対応が難しい部分を代行してくれる
- ・ 専門家との橋渡しをしてくれる
- ・ 専門的な情報提供を頼むことができる
- ・ 関係機関のチーム作りをしてくれる
- ・ 長い期間に渡って人生に寄り沿ってくれる
- ・ 困ったことについていつでも相談しやすい
- ・ 支援の方向性について、関係機関と共有できる

いる場合



- ① 相談支援事業所を探す
- ② 相談員を決める
- ③ 面会日時を決める

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



『つながる』相談支援

相談支援事業所の質の評価

取得事業所全体の14%程度

機能強化型サービス利用支援費算定要件 【 特定 障害児】

要件	提出物	I	II	III	IV
常勤かつ専任の相談支援専門員を4人以上配置している。 かつ、内1人は、現任研修修了者である。	①勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	○		—	—
常勤かつ専任の相談支援専門員を3人以上配置している。 かつ、内1人は、現任研修修了者である。	①勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	—	○	—	—
常勤かつ専任の相談支援専門員を2人以上配置している。 かつ、内1人は、現任研修修了者である。	①勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	—	—	○	—
専任の相談支援専門員を2人以上配置している。 かつ、内1人は、常勤かつ専任の現任研修修了者である。	① 勤務形態一覧表 ②現任研修修了証	—	—	—	○
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的開催している。	①会議スケジュール ②議事録様式（左に記した必要な議題を満たす内容） ※（個人情報保護との兼ね合いから）会議は、原則として相談支援事業所の職員のみで開催すること。	○	○	○	○
24時間常時連絡できる体制を整備し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	①運営規程（24時間の相談体制を明記）	○	○	○	○
新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	①同行訪問研修実施（予定）記録 ②具体的な指導内容を明記した記録	○	○	○	○
基幹相談支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	・支援困難ケースが紹介された場合の対応要領 ・困難ケースを受託していることが分かる資料等	○	○	○	○
基幹相談支援センターが実施する事例検討会等に参加している。	相談ネット等、事例検討会等に参加した際の記録	○	○	○	○
計画相談支援と障害児相談支援において、1月当たりの取扱件数が1人40件未満である。	前6月分の取扱件数をまとめたもの	○	○	○	○

【Point③ 活用する】



キーパーソンは、やっぱり相談支援専門員

サービス等利用計画・障がい児支援利用計画

利用者（児童）氏名	A児	障がい支援区分		相談支援事業所サクスシェア 計画作成担当者 田中 聡 利用者同意欄（自署又は押印）
保護者氏名	母	本人との続柄	母	
障がい福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		
地域相談支援受給者証番号		障がい児通所受給者証番号		
計画作成日	令和〇年〇月〇日	モニタリング期間（開始年月）	3ヶ月	

利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）

【本人】 ・不安なく安心して毎日を過ごしたい
 ・自分の好きなことをして楽しく過ごしたい

【家族】 ・本人のことをまわりの人がよく理解してほしい
 ・障がい特性を活かしながら、集団の中での人との関係づくりも身に付けてほしい

総合的な援助の方針

さんは、幼少期、眠りが浅い、母親へ強い抱っこ要求があるなど気になる様子が見られていました。そして、特に手洗いや細かなことの確認など、こだわりが強く表出されるようになったことから専門医療機関を受診し、自閉症スペクトラム、ADHDの診断を受けました。少し強迫的な言動があったり、時折興奮状態が高まったりすることはありますが、放課後等デイサービスにて個室に近い環境を作り、決まった時間でPCを使つての調べものや作業に集中して取り組むことができるようになり、放課後等デイサービスへ目的をもって通うことができるようになりました。他者との交流ではリーダーシップを発揮できるようになり、家庭での生活も落ち着いてきました。これは、周りの理解と、本人が自分自身の特性を理解して行動することができるようになってきたことで、落ち着いて日常を過ごすことができるようになってきたのだと考えます。今後も発達障がいの特性を十分踏まえ、医療機関、教育機関、そして療育機関が連携をとりながら支援を一体的に進めることができるよう支援します。そして、お母様の さんへのかかわり方や、〇〇さんの得意分野であるITスキルを伸ばすためにどうしていったらよいのか一緒に考えるお手伝いをしていきます。

長期目標 発達障がいの特性を自分自身で十分理解しながら、できるところ、得意なところを積極的にのばしていきます。

短期目標 新たな居場所として、放課後等デイサービスで思いっきり楽しんだり集団活動をしたりして過ごします。

優先順位	解決すべき課題	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	提供事業者名（担当・電話）	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	〇〇さんの特性を十分理解する支援者による居場所づくりが必要。	〇〇さんの特性を活かしなが ら、本人が安心して楽し く過ごすことができる居場 所づくりをお手伝いしま す。	1年	放課後等デイサービス 25日間/月	放課後デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0- 9*0*）	まずは、細かなことを気に することなく、自分のこと を理解してくれる支援者が 身近にいる中で、思いっき り楽しく過ごしましょう。	3ヶ月	
2	自分自身の特性を十分に理 解し、得意なこと、苦手な ことが意識できるようにな ることが必要。	自分の言動について支援者 の力を借りながら振り返 り改善に取り組んだりす る機会を提供します。	2年	学校 放課後等デイサービス 地域の社会資源（無料塾など） 家族	放課後デイサービスA 事業所（〇〇氏：2*0- 9*0*）	自分の得意なことやよいと ころを意識して行動した り、支援者の力を借りなが ら、時々自分の行動を振り 返ったりしましょう。	3ヶ月	
3	〇〇さんへのかかわり方 について、専門的な視点から 母へ情報提供することが必 要。	お子さんへの母親としての かかわり方や他機関・地域 資源との連携の方法につ いて、具体的な情報提供をし ていきます。	1年	医療機関 放課後等デイサービス 学校 地域の社会資源 相談支援	相談支援事業所サクス シェア （〇〇：0*0-9*0* -8*8*）	【お母様】 〇〇さんの気にな る言動や、母親としての かかわり方について疑問が 生じたときは、すぐに身近 な支援者にご相談くださ い。	3ヶ月	

『活用する』

利用計画
支援計画

利用計画を
みる目をもつ



利用計画

内容

不十分な
利用計画

- 総合的な支援の方針の中身がスカスカ
- 保護者や本人が望むニーズや希望が正しく記入されていない
- ニーズや希望と利用する福祉サービス等が合っていない
- 1年先を目安にして到達する目標になっていない
- 目標が抽象的すぎる
- 学校との連携について書かれていない
- 家族支援について書かれていない

質の高い
利用計画

- 総合的な支援の方を読めば、なぜ福祉サービスを利用する必要があるのかがわかる
- 将来的な進路を見据えた方針の記述になっている
- ニーズや希望に見合ったふさわしいサービスの量が設定されている
- 毎回同じ目標記述ではなく、更新ごとに新たな目標設定がされている
- 本人の現状に見合った支援の優先順位が考えられている
- 福祉サービス利用だけにとどまらず、インフォーマルな支援も考えられている
- 各関係機関との連携の内容について具体的に記述されている
- 障がい児支援の場合、家族支援の内容も盛り込まれている
- 支援の目標や役割の部分は、実際にできたかどうかの評価ができる記述になっている

【① 基本相談支援】

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各施設への助言、指導等）
- ・ 社会生活力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・ サービス等利用計画の作成
- ・ サービス等利用計画の見直し（モニタリング）

利用計画	内容
不十分な 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話連絡しても折り返しが無い <input type="checkbox"/> 利用計画書を配付してくれない <input type="checkbox"/> モニタリングの訪問をしてくれない <input type="checkbox"/> 事業さんなどの情報提供を依頼しても調べてくれない、教えてくれない <input type="checkbox"/> 担当者会議が開かれたことが無い <input type="checkbox"/> 困ったことがあっても、ちゃんと相談にのってくれない <input type="checkbox"/> 自分の意見を押し通す
質の高い 相談支援 専門員	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特に必要がない場合でも時々連絡をくれる <input type="checkbox"/> 担当者会議でリーダー性を発揮している <input type="checkbox"/> とにかくじっくり話をきいてくれる <input type="checkbox"/> 納得できるアドバイスをしてくれる <input type="checkbox"/> 相談しやすい <input type="checkbox"/> ことばの端々に勉強していることが伺える <input type="checkbox"/> たくさんの連携先とつながっている <input type="checkbox"/> 意思を決定するための適切な情報を提供してくれる <input type="checkbox"/> できることとできないことを明確に示してくれる

- ① 『連携をつくって何をするか？』が明確にされているか
 - ・ 「本人はどうしたいのか？」 「学校側のメリット感があるか？」
- ② 『意思決定支援』が十分に行われているか？（支援の見立て）
「対話」「行動記録」「観察」「標準検査」「アンケート」など
 - A：本人がもともと持っている「できること」を増やす？
 - B：本人がもともとできないことを「できる」ようにする？
- ③ 個別支援会議でなにが協議されたか？
 - ・ どのような方法で取り組む？
 - ・ だれがその役割を担う？

D i s a b i l i t y

Learning Disability, LD

The screenshot shows the Weblio dictionary entry for 'ability'. The search bar contains 'ability' and the page title is 'ability'. The main content area includes the definition 'abilityとは 意味・読み方・使い方' and '主な意味 できること、能力、技量、力量、才能'. There are also audio icons and a '単語を追加' button.

D i s o r d e r

Attention-deficit hyperactivity disorder、ADHD

The screenshot shows the Weblio dictionary entry for 'order'. The search bar contains 'order' and the page title is 'order'. The main content area includes the definition 'orderとは 意味・読み方・使い方' and '主な意味 順序、順、語順、整理、整頓(せいとん)、整列、(...の)状態、調子、(社会の)秩序、治安'. There are also audio icons and a '単語を追加' button.

『新たなできる』をつくる OR 『今あるできる』を増やす の見極め



- 相談支援専門員の仕事内容を把握しておく
- 障がい児支援利用計画をよく読み込む
- モニタリングの期間を短くする
- 必要とあらば、思い切って相談員を変える
- 困ったとき、悩んだときに、とにかく相談する
- 相談員に必要時に必要な情報提供を依頼する
- 課題解決のために「個別支援会議」の開催を依頼する
- 事業所等との面談時の第三者立会人を依頼する
- ☑ 自分でできることは自分でやる

『活用する』 相談支援専門員

学校との連携を 進めるには？

スクール ソーシャル ワーカー (SSW) との連携

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の
対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

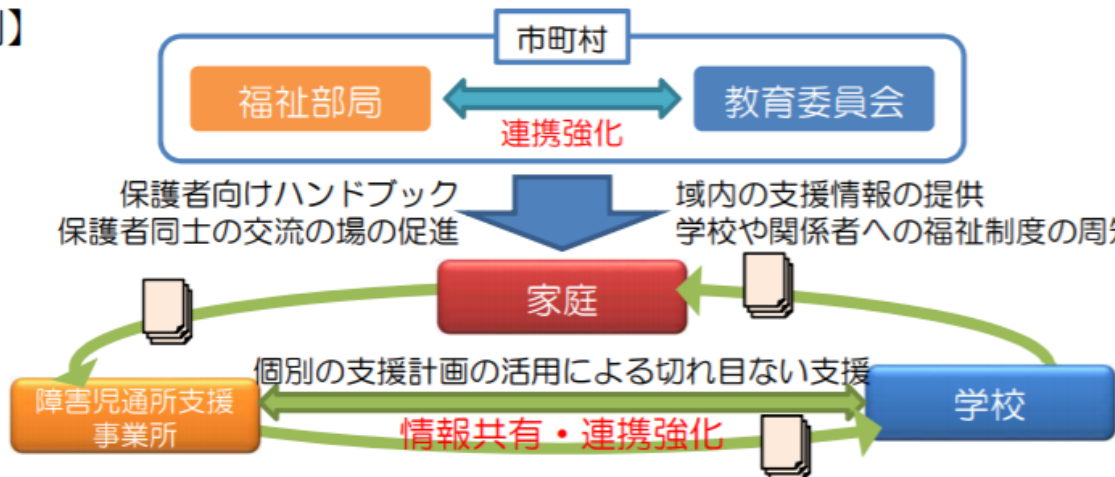
2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

(厚生労働省)
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



(文部科学省)
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

【相談窓口の活用】



行政の相談窓口

地域の相談窓口

目次

第1章 子育てで気になったら	ページ
育児の相談窓口	1
先天性代謝異常等の検査	1
乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	1
新生児聴覚検査	2
障害に関する一般的な相談	3
福祉サービスに関すること	4
身体障害に関すること・知的障害に関すること	8
見えにくさに関すること	8
聞こえにくさに関すること	8
発達障害に関すること	8
難病に関すること	9
高次脳機能障害に関すること	10
心の健康に関すること	10
ひきこもりに関すること	11
その他（民生委員・児童委員、障害福祉サービスに関する苦情解決、障害者110番、障害者虐待防止センター（市町）、障害者権利擁護センター（県）、総合相談、医療的ケア児専門相談窓口（医療的ケア児在宅生活ホットライン））	11
第2章 施設等サービス	ページ
障害児入所施設	15
障害児通所支援	16
児童発達支援事業所一覧（児童発達支援センター）	17
児童発達支援事業所一覧	17
放課後等デイサービス事業所一覧	20
居宅訪問型児童発達支援事業所一覧	26
保育所等訪問支援事業所一覧	26
障害児保育	27
地域共生ステーション	27
地域子育て支援拠点（子育てサロン）	28

障害者スポーツ教室	28
障害者スポーツ体験教室	29
障害者手帳等により割引が受けられる公共施設	29
第3章 在宅福祉サービス	ページ
障害福祉サービス	30
地域生活支援事業	30
補装具費（購入・修理）の支給	31
日常生活用具の給付・貸与	32
命の72時間事業	33
ヘルプマーク・ヘルプカード	33
パーキングパーミット制度	34
みんなのトイレ	34
子育てし大県“さが”タクシー	35
さがすたいる ウェブサイト	37
第4章 障害者手帳	ページ
障害者手帳	38
第5章 医療費に関する支援	ページ
自立支援医療の給付	39
重度心身障害者医療費助成制度	40
小児慢性特定疾病医療費助成制度	40
指定難病医療費助成制度	40
子どもの医療費助成制度	41
ひとり親家庭等医療費助成	41
佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業	42
障害児施設医療費	43
障がい者歯科保健地域協力医制度	43
産科医療補償制度	43
第6章 経済的支援	ページ
障害児福祉手当	44
特別児童扶養手当	44
児童扶養手当	44
心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	45

特別支援教育就学奨励費の支給	
高額障害児（通所・入所）給付費	
JR 鉄道運賃の割引	
バス運賃の割引	
タクシー運賃の割引	
福祉タクシー券の給付	
県営住宅への優先入居	
有料道路通行料金の割引（高速道路）	
NHK放送受信料の減免	
郵便料金の割引	
第7章	
通級による指導	
特別支援学級	
訪問教育	
特別支援学校	
就学相談	
巡回相談	52
見え方や聞こえ方に不安を感じているお子さんへの早期教育	53
佐賀県教育センター	53
佐賀県内の特別支援学校一覧	54
第8章 理解を深める	ページ
療育支援センター研修事業	56
子育てに関する連続講座	56
プライドプログラム	56
佐賀県立盲学校公開講座 点字・点訳ボランティア入門	57
第9章 ライフステージごとの支える仕組み	ページ
ライフステージごとの支える仕組み	
各機関連絡先一覧表	
各機関連絡先一覧	

障害児の子育て支援 ハンドブック



【表紙の絵は、令和3年度「障害者週間のポスター（小学生部門）」佐賀県最優秀作品です。】

令和4年1月

佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp/>



サンクスシエーン

行政機関連絡先一覧

●母子保健福祉に関すること

県保健福祉事務所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁囃町 1-20	0952-30-2183	佐賀市・多久市・小城市・ 神埼市・吉野ヶ里町
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4228	唐津市・玄海町
鳥栖保健福祉事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-2172	鳥栖市・基山町・ 上峰町・みやき町
伊万里保健福祉事務所	〒848-0041 伊万里市新天町 122-4	0955-23-5187	伊万里市・有田町
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-23-3174	武雄市・鹿島市・嬉野市・ 大町町・江北町・白石 町・太良町

●指定難病医療費助成に関すること

県保健福祉事務所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁囃町 1-20	0952-30-1673	佐賀市・多久市・小城市・ 神埼市・吉野ヶ里町
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4187	唐津市・玄海町
鳥栖保健福祉事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1	0942-83-3579	鳥栖市・基山町・ 上峰町・みやき町
伊万里保健福祉事務所	〒848-0041 伊万里市新天町 122-4	0955-23-5186	伊万里市・有田町
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-22-2105	武雄市・鹿島市・嬉野市・ 大町町・江北町・白石 町・太良町

●児童福祉に関すること

児童相談所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
中央児童相談所	〒840-0851 佐賀市天祐一丁目 8-5	0952-26-1212	県内全域 (北部管轄市町を除く)
北部児童相談所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-1141	唐津市・伊万里市・ 玄海町・有田町

鳥栖市にお住まいの方

◇ 鳥栖市役所 (〒841-8511 鳥栖市宿町 1118)

内容	担当課	電話番号	FAX 番号
障害福祉に関すること	高齢障害福祉課	0942-85-3642	0942-85-2009
民生委員・児童委員に関すること	地域福祉課	0942-85-3553	0942-85-2009
障害児保育に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
地域子育て支援拠点(子育てサロン)に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
小児慢性特定疾病児等日常生活用具の給付に関すること	高齢障害福祉課	0942-85-3642	0942-85-2009
こどもの医療費助成に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
ひとり親家庭等医療費助成児童扶養手当に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
住民税(非課税世帯の対象)に関すること	税務課	0942-85-3588	0942-82-1994

◇ 鳥栖市役所 (〒841-0037 鳥栖市本町 3-1496-1 保健センター)

内容	担当課	電話番号	FAX 番号
母子保健に関すること (育児の相談、乳幼児の健康診査・検査等)	健康増進課	0942-85-3650	0942-85-3652

◇ 鳥栖市教育委員会 (〒841-8511 鳥栖市宿町 1118)

内容	担当課	電話番号	FAX 番号
特別支援教育就学奨励費に関すること	教育総務課	0942-85-3691	0942-83-0042
特別支援教育に関すること	学校教育課	0942-85-3520	0942-83-0042

【連携のためのスキル向上】



KeyWord : 「交渉術」

連携のためのスキル向上

【相手の行動変容を求める】 =

【交渉術（技術）】

- 配分型（利益を分け合う）
- 利益交換型（損して得とる）
- 統合型（Win & Win）

- ◆ 代替案
- ◆ 選択肢
- ◆ 限界範囲
- ◆ 説得
 - ・ 功利的説得（メリット）
 - ・ 規律的説得（論理的）
 - ・ 情緒的説得（感情的）

連携のためのスキル向上

ひとりの「ひと」として『敬う』

信頼関係づくり

わたしたち支援者の『しごと』 = 連携をすることが目的ではない
本人や家族の生活の向上が目的